

事業復活支援金がスタート！

事業復活支援金の申請受付が1月31日から開始されました。

申請は5月31日までになります。今月は事業復活支援金の内容等についてご案内します。

給付対象

次の2つの要件を満たす中小法人・個人事業者です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額

中小法人等 最大250万円を上限に支給 個人事業者等 最大50万円を上限に支給

給付額の計算：基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5 か月分

基準期間：2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、

2020年11月～2021年3月の基準月を含むいずれかの期間

給付上限額				
売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

それではここから、新型コロナウイルス感染症影響の具体例を見ていきましょう（一部抜粋）。

【Case1】国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う個人消費の機会の減少



国・地方自治体

要請




申請者

<具体例>

- まん延防止等重点措置の対象となった自治体の休業・時短営業要請を受けて、自社の営業時間を短縮したことによる売上減少
- 自治体による三密回避の要請を受けて、客席の間隔を広げ、回転率が減少したことによる売上減少

【Case2】消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行に伴う個人需要の減少



新しい生活様式

需要減



申請者

<具体例>

- コロナ禍を理由に店舗立地地域の人流往来が減少し、来店者数が減少したことによる売上減少
- コロナ禍を理由に対面からリモートでのコミュニケーションに変化し、衣料品や交通サービスの需要が減少したことによる売上減少

【Case3】コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う業務上不可欠な財・サービスの調達難



上記以外にも新型コロナウイルス感染症の影響に伴う具体例や詳細に関して専用サイトに掲載されております。ご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html

対象月の売上が30%以上減少していても新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない場合などは対象となりません。(裏付けとなる書類の提出が求められる場合もあります。)

☆新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たしません

- 実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、**通常事業収入を得られない時期**(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を**対象月とすること**により、算定上の売上が減少している場合
- **売上計上基準の変更**や**顧客との取引時期の調整**により売上が減少している場合
- **要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮**、**商材の変更**、**法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと**等により売上が減少している場合 等



申請の流れ・申請書類



※一時支援金又は月次支援金のIDを登録した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)

申請書類 (P.16~)	1. 履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人)	+	6. 基準月の売上に係る帳簿
	2. 確定申告書類の控え		7. 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等
	3. 対象月の売上台帳等		8. 基準月の売上に係る通帳等
	4. 振込先の通帳		
	5. 宣誓・同意書		